

ふくい外国人コミュニティリーダー 設置要綱

(目的)

第1条 本県在住の外国人等を「ふくい外国人コミュニティリーダー」(以下「リーダー」という。)として認定し、外国人住民と地域、行政等を結ぶ橋渡し役や災害時の自助・共助等の担い手として育成することにより、外国人も安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人等 出入国管理及び難民認定法第2条の2に定める者、または本要綱第4条に規定する要件にすべて該当する日本人
- (2) 外国人コミュニティ 同国・地域出身者、居住地域により構成されるコミュニティ、または宗教や生活背景等を同じくする外国人住民のネットワークをいう。
- (3) SNS等 Facebook、Twitter、LINE等、インターネットを介した情報発信ツールをいう。

(リーダーの任務)

第3条 リーダーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 行政や自治会等が発信する生活情報や災害情報を、SNS等を使って外国人コミュニティに伝わる言語(母国語等)で広く発信すること
- (2) 県、市町、県国際交流協会が行う外国人住民に関するニーズ調査やアンケート調査等に協力すること
- (3) 県、市町、県国際交流協会が開催する災害に関する研修会や防災訓練等に参加すること
- (4) 年1回活動実績を報告すること
- (5) その他、第1条の目的を遂行するために必要と認めること

(リーダーの要件)

第4条 リーダーは、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 本県に在住していること
- (2) 日本語能力試験N3レベル相当の日本語能力を有し、日本語で発信される生活情報や災害情報を外国人コミュニティに伝わる言語(母国語等)で正確に情報発信できること
- (3) 県内の外国人コミュニティにSNS等を通じて情報発信できること

(研修)

第5条 リーダーが活動するうえで必要となる基礎知識および技能を習得することを目的として、県は次の研修を開催する。

- (1) 基礎研修は、リーダーの役割や任務など活動をするうえで必要な知識を学ぶ。
- (2) 専門研修は、より専門的な見識を深めるため、テーマに基づいた研修もしくは先進地視察を行う。

(リーダーの認定)

- 第6条 第4条の要件にすべて該当する者のうち、第6条に掲げる基礎研修および専門研修を修了した者をリーダーとして認定する。
- 2 基礎研修を受講した後、当該年度内に専門研修を受講しなかった者は、次年度以降、再度基礎研修を受講するものとする。
 - 3 令和2年度から令和4年度にかけてリーダーに委嘱された者は、第6条に掲げる研修を受講せずとも、リーダーの認定を受けることができる。
 - 4 認定にあたり、リーダーは次の各号に定める書類を県へ提出する。
 - (1) 認定者登録シート
 - (2) 在留カードの写し(該当者のみ)
 - (3) 振込口座情報が分かるもの(通帳や口座情報データの写しなど)

(手当等)

- 第7条 リーダーには任務の遂行のため、次に掲げるものを予算の範囲内で支給し、または提供することができる。
- (1) 研修に参加する際の交通費
 - (2) リーダー認定書
 - (3) 県、市町の刊行物
 - (4) その他知事が必要と認める物

(変更報告)

- 第8条 リーダーは、認定者登録シートの記載内容に変更があった場合は、速やかに県に報告しなければならない。

(認定取消)

- 第9条 知事は、リーダーが次の各号のいずれかに該当する場合は、リーダーの認定を取り消すことができる。
- (1) 申込み内容に虚偽があった場合
 - (2) リーダーから辞退の申し出があった場合
 - (3) 事業の趣旨に反する行為があった場合
 - (4) 第3条に規定する任務を行っていない場合
 - (5) 第4条に規定する要件に該当しなくなった場合
 - (6) 郵便物の不達等により所在不明となった場合
 - (7) その他、知事がリーダーにふさわしくないと認めた場合

(その他)

- 第10条 その他必要なことは、別に定める。

附則 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。